

備えて安心 防犯対策

全国的に各種犯罪が多発する傾向にあります。

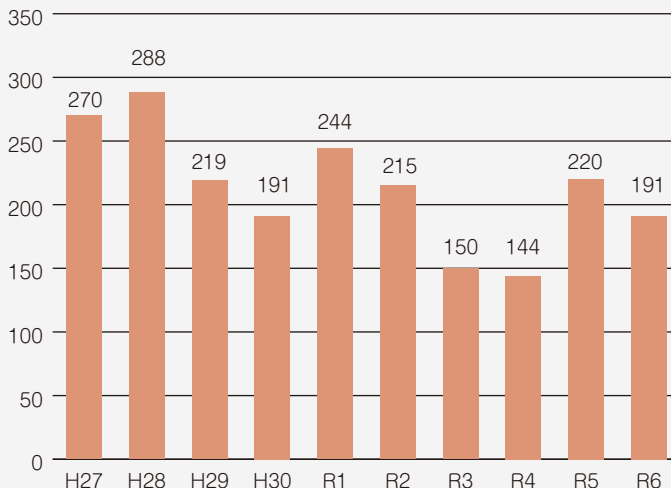
「自分だけは大丈夫」と油断せず、できることから防犯対策を始めましょう。



⚠️ 犯罪(刑法犯認知件数※)が増えています!

※警察などの捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数。

本町の刑法犯認知件数の推移



こんな犯罪に注意

本町の「刑法犯認知件数」は、減少と増加を繰り返しており、予断を許さない状況です。

犯罪・特徴	対策・ポイント
SNS型投資詐欺 SNSを通じ、投資に関するメッセージのやり取りを重ねて被害者を信用させ、最終的に「投資金」や「手数料」などの名目で、金銭などを振り込ませる詐欺。	お金を振り込む前に、以下のポイントをチェック!! 1つでも当てはまったら、迷わず警察に相談を! <input type="checkbox"/> 取引業者が金融庁に無登録の業者だった。 <input type="checkbox"/> 「必ず」「確実」「あなただけ」と言われた。 <input type="checkbox"/> 「著名人による」「無料の」投資教室であるが、公式アカウントからの情報発信がない。 <input type="checkbox"/> 検索しても勧められた「暗号資産」や「投資アプリ」が出てこない。 <input type="checkbox"/> 個人名義の口座を指定された。 <input type="checkbox"/> 振込先の口座が振り込みのたびに変わっている。
ロマンス詐欺 SNSやマッチングアプリなどを通じて知り合った人と、直接会うことなくやり取りを続け、恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭などをだまし取る詐欺。	<input type="checkbox"/> 「2人の将来のために」 <input type="checkbox"/> 「投資でお金を増やそう」 <input type="checkbox"/> 「会いたいから旅費を送って」 などと相手から上記のようなことを言われていませんか? 1つでも当てはまれば、迷わず警察に相談を!
自転車盗 被害者の多くが鍵を掛けておらず、特に大学生以下の学生の被害が多い。	▶自転車から離れるときは、短時間でも必ず鍵を掛ける。 ▶ツーロック(鍵を二重に掛ける)をする。 ▶自転車から離れるときは、前かごなどに荷物を置いていかない。
車上ねらい 被害者の約半数は鍵を掛けていない。	▶自動車の中に荷物を置かないようにする。 ▶自宅の駐車場でも必ず鍵を掛ける。
金属盗 銅線ケーブルやグレーチング、室外機、給湯器、水道蛇口、給水バルブ、屋根などの被害が多い。	▶防犯カメラや光・音を発するセンサーなどの機器を設置する。 ▶太陽光発電施設や公園、神社、公民館などにおいて、「いつも停まっている車がある」「何度も行き来している人がいる」「夜間に作業している」など、身近に違和感を感じたり不審な点があったら、警察に連絡する。

▶問い合わせ先=地域生活課 生活係 ☎0285(56)9129

上三川ごぼれ話 第29話 「古代人の名前」

昨年8月、上神主・茂原官衙遺跡から出土した刻書瓦が国重要文化財に指定されました。瓦には奈良時代の河内郡に住んでいた「酒マ」や「神主マ」、「雀」など約20姓100名ほどの氏名が刻まれています。奈良時代の役所跡からこれだけ人名瓦が出るのは他に例がありません。瓦は、役所内に1棟だけあった東西31m、南北9mの大型建物の屋根に使われていました。

この遺跡に見られる人名のオーソドックスな構成を「酒マ毛人」を例に解説します。名字が「酒マ」、名前が「毛人」です。7世紀後半に戸籍が導入される以前はこのような部民制が一般的でした。なお、「マ」は「部」の傍の部分のみを記したもので、便宜上カタカナの「マ」を使用しています。

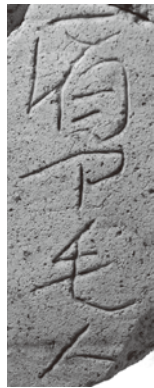
これらの名字の多くは、当時の河内郡内にあった郷名と共通しています。おそらしくは「酒マ毛人」は酒部郷に住んでいる人物だったのでしょう。面白ことに隣の芳賀郡にしかない郷の名字も少数ですが見つかっていることです。もしかしたら親戚関係だったのでしょうか。

なぜ瓦に人名を刻んで役所に納めたのか、実は分かっています。人名が男性名のみであることから何らかの税負担のあり方と考えられますが、今後の研究に期待したいところです。

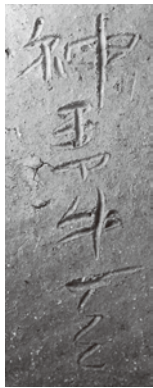
今月22日(土)、ORR-GAMMープラザにてこの遺跡の刻書瓦をテーマとしたシンポジウム「刻書瓦に見る古代下野国河内郡の世界」を開催します。詳しくは町ホームページ広報1月号31ページをご覧ください。

▼問い合わせ先＝

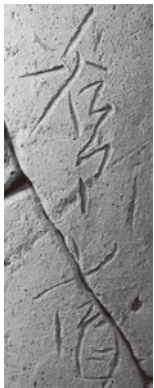
生涯学習課 文化係
☎028855(5)6(3)510



酒マ毛人



神主マ牛呂



雀マ小酒

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識

139

実在する事業者を騙り未納料金を請求する詐欺に注意
～言われるまま支払わないで～

事例

大手通信事業者グループの事業者を名乗り「1年間電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る。守秘義務があるので誰にも話してはいけません。」と電話があった。「コンビニで電子マネーを購入するよう言われ、もし店員に聞かれた場合は「自分で使う」と答えるよう指示され、30万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。翌日も電話があり、さらに10万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。その後も追加で50万円分追加するようにと電話があり、これはおかしいと思った。

・実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話があっても、言われるまま支払ってははいけません。知らない番号や非通知からの電話は「出ない」「話を聞かない」「折り返しかけ直さない」ようにしましょう。

・「コンビニで電子マネーを購入するよう指示し、番号を教えさせる方法はすべて詐欺です。」
・不明な点がある場合は、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口を家族や周りの人とともに調べて、確認してください。

▼相談日時＝月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所＝上三川町消費生活センター(役場1階 地域生活課内)

▼相談専用電話＝☎028855(5)6(9)153

まずは、お電話を。消費者ホットライン188でもつながります。